

福島市告示第91号



地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の名称を次のとおり変更する旨告示する。

なお、当該字の名称の変更は、平成20年7月1日から施行するものとする。

平成20年 4月10日

福島市長 瀬戸孝則

変更後の名称	変更前の名称
飯野町	大字飯野
飯野町青木	大字青木
飯野町大久保	大字大久保
飯野町明治	大字明治